

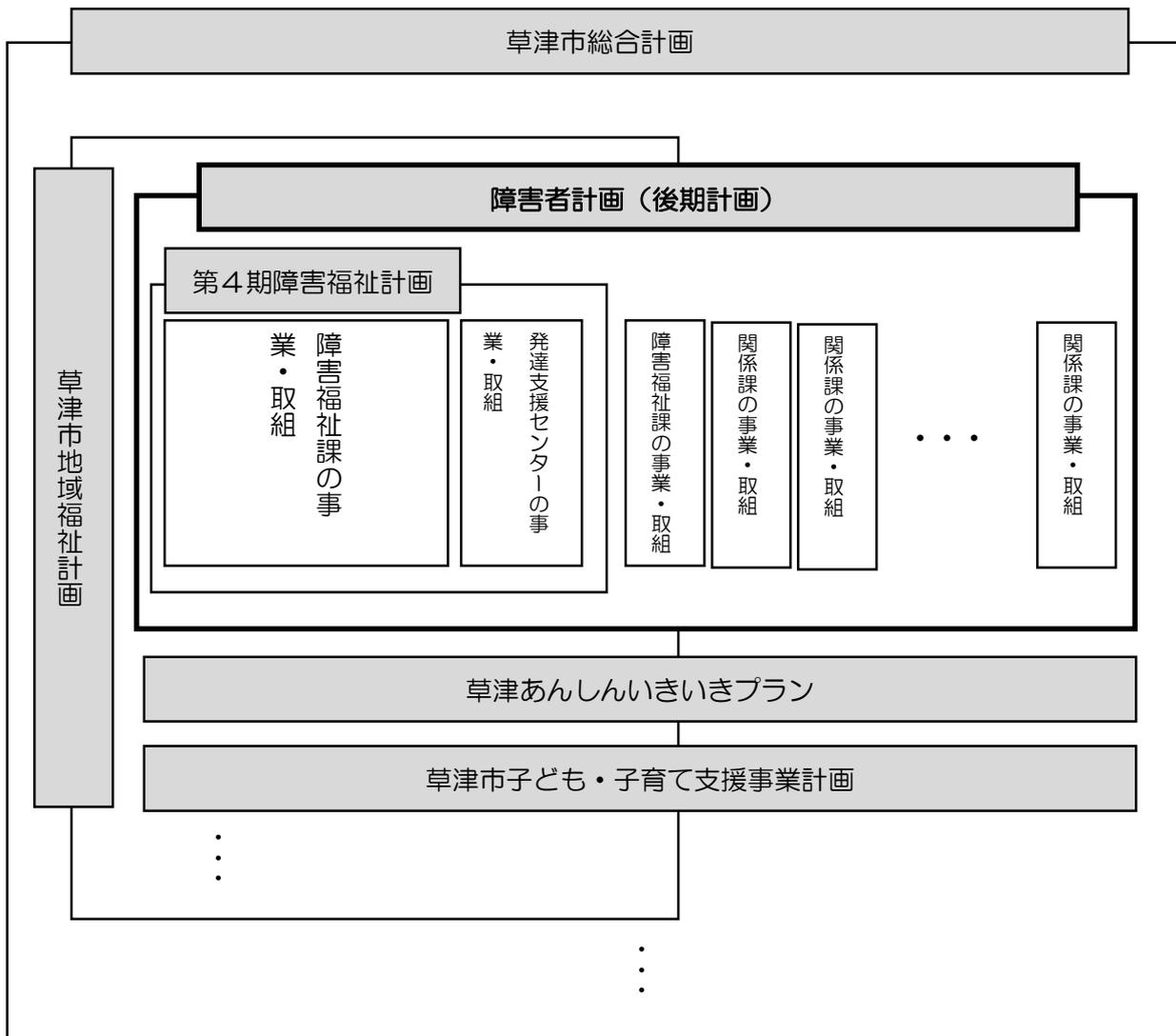
## 計画の位置づけ

○「草津市障害者計画（後期計画）」は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、本市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針を示した基本計画。

○「第4期草津市障害福祉計画～数値目標計画～」は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として、上記基本計画のうち、障害福祉サービス等の数値目標やサービスの確保方策を示した実施計画。

○計画期間は、「草津市障害者計画（後期計画）」は平成24年度から平成29年度までの6年間、「第4期草津市障害福祉計画～数値目標計画～」は平成27年度から平成29年度までの3年間。

○関連計画との関係図



## 基本理念と計画目標、施策体系等

○草津市障害者計画（後期計画）P. 29～33参照